

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次

◇規 則 消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

規 則

消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和五十五年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十七号

消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五

年三月鳥取県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(あつせん又は調停の通知)

第二条 知事は、条例第十四条第一項の規定により鳥取県消費生活審議会のあつせん又は調停に付するときは、当事者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(一件当たりの被害額)

第三条 条例第十五条第三号の規則で定める額は、被害一件当たり五十万円とする。

(訴訟の援助の申請)

第四条 条例第十五条の規定による訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他の援助を受けようとする者は、訴訟援助申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、住民票の抄本その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(訴訟の援助の決定)

第五条 知事は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、当該訴訟の援助を行うかどうかを決定し、当該申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、訴訟の援助を行わない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知するものとする。

(訴訟に要する費用)

第六条 条例第十五条に規定する訴訟に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二章

の規定により裁判所に納める費用

二 弁護士に支払う手数料、謝金その他の費用

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるもの

(訴訟資金の貸付限度額及び利息)

第七条 条例第十五条に規定する訴訟に要する費用に充てる資金(以下「訴訟資金」という。)の貸付限度額は、訴訟一件当たり百万円とする。

2 訴訟資金は、無利息で貸し付けるものとする。

(訴訟資金の貸付けの申請)

第八条 訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟資金貸付申請書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

2 訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、県内に住所を有する者のうちから連帯保証人を立てなければならない。

(訴訟資金の貸付けの決定)

第九条 知事は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、当該訴訟資金の貸付けを行うかどうか及び行う場合にあつては貸付けの額を決定し、当該申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(借用証書)

第十条 前条の規定により訴訟資金の貸付けの決定を受けた者は、訴訟資金借用証書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の増額)

第十一条 訴訟資金の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、貸付金の増額の必要が生じたときは、第七条第一項に規定する貸付限度額から既に貸付けを受けている貸付金の額を控除した額を超えない範囲内で、その増額を申請

することができる。

2 前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする者は、訴訟資金増額申請書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

3 第八条第二項及び前二条の規定は、第一項の規定による貸付金の増額について準用する。

(貸付決定の取消し)

第十二条 知事は、第九条の規定により訴訟資金の貸付けの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

一 正当な理由がなく、訴訟資金の貸付けの決定を受けた日から起算して三箇月以内に訴訟を提起しないとき。

二 虚偽の申請その他不正な手段により訴訟資金の貸付けを受けたとき。

三 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

2 知事は、前項の規定により訴訟資金の貸付けの決定を取り消した場合において既に貸し付けた貸付金があるときは、これを返還させるものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付金を返還させるときは、当該貸付金を貸し付けた日から返還を受けた日までの期間の日数に応じ、当該貸付金の額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収するものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(届出)

第十三条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

一 訴訟を提起したとき。

二 訴訟が終了したとき。

三 訴訟に係る請求の内容を変更したとき。

四 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。

(貸付金の返還)

第十四条 条例第十六条第一項の規定による貸付金の返還は、当該貸付金に係る訴訟が終了した日の翌日から起算して三箇月を経過する日までに行わなければならない。

(貸付金の返還の猶予)

第十五条 条例第十六条第二項の規定による貸付金の返還の猶予は、借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由により前条に規定する期限までに貸付金を返還することが著しく困難であると認められるときに行うものとする。

2 貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、訴訟資金返還猶予申請書(様式第五号)にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、貸付金の返還の猶予を行うかどうか並びに行う場合にあつては猶予期間及び猶予の額を決定し、当該申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(貸付金の返還の免除)

第十六条 条例第十六条第二項の規定による貸付金の返還の免除は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

一 借受者が死亡した場合において当該訴訟を承継する者がいないとき。

二 借受者が当該訴訟に係る判決に基づき弁済を受けることとなる額が

貸付金の額に満たないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 貸付金の返還の免除を受けようとする者は、訴訟資金返還免除申請書(様式第六号)にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、貸付金の返還の免除を行うかどうか及び行う場合にあつては免除の額を決定し、当該申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(延滞金)

第十七条 知事は、借受者が第十四条に規定する日又は第十五条第三項の規定により返還を猶予された期間が満了する日までに貸付金を返還しなかつたときは、その日の翌日から返還を受けた日までの期間の日数に應じ、延滞金額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(身分証明書)

第十八条 条例第十八条第三項に規定する証明書は、様式第七号のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

訴訟援助申請書

職 氏 名 殿

訴訟の援助を受けたいので、消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

電話番号



紛争の相手方	住 所		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
被害額	円		
被害及び要紛争の概要			
訴訟提起年月	年 月	訴訟提起予定所	
予 定 理 人	住 所	(電話番号)	
	氏 名		
訴訟遂行方針			
その他			

様式第2号 (第8条関係)

訴訟資金貸付申請書

職 氏 名 殿

訴訟資金の貸付けを受けたいので、消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

電話番号



紛争の相手方	住 所		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
被害額	円	訴訟の目的額	円
訴訟に要する費用の見込額	円 (内訳)	1 裁判所に納める費用	円
		2 弁護士に支払う費用	円
		3 その他の費用	円
貸付申請額	円		
連 帯 保 証 人	住 所	(電話番号)	
	氏 名		(年齢)
その他			

様式第3号 (第10条関係)

訴訟資金借用証書

収入
印紙

職 氏 名 殿

下記の金額を訴訟資金として借り受けました。

ついでに、消費生活の安定及び向上に関する条例及び同条例施行規則の規定を承知の上、適正に使用し、及び返還することを確約します。

年 月 日

借 受 者 住 所
氏 名

連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

記

借 受 金 額	円
---------	---

備考 借受者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号 (第11条関係)

訴訟資金増額申請書

職 氏 名 殿

訴訟資金に係る貸付金の増額を受けたいので、消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第11条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所
氏 名

電話番号

増額貸付申請額	円	(内訳) 1 裁判所に納める費用 2 弁護士に支払う費用 3 その他の費用	円 円 円
既借受金額			円
既貸付決定の年月日及び番号	年月日 番号	年 月 日	
増額を必要とする理由			
連 帯 保 証 人	住 所 氏 名	(電話番号)	歳 (年齢)

様式第5号（第15条関係）

訴訟資金返還猶予申請書

職 氏 名 殿

訴訟資金に係る貸付金の返還の猶予を受けたいので、消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住所 氏名 電話番号



猶予を受けようとする金額			円
猶予を受けようとする期間			
借 受 金 額			円
返 還 未 済 額			円
訴訟終了年月日	年 月 日	返還期限	年 月 日
猶予を受けようとする理由			
そ の 他			

備考 猶予を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

様式第6号（第16条関係）

訴訟資金返還免除申請書

職 氏 名 殿

訴訟資金に係る貸付金の返還の免除を受けたいので、消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住所 氏名 電話番号



免除を受けようとする金額			円
借 受 金 額			円
返 還 未 済 額			円
訴訟終了年月日	年 月 日		
弁済を受けることとなった金額			円
免除を受けようとする理由			
そ の 他			

備考 免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

様式第7号 (第18条関係)

(表)

身 分 証 明 書

写 真

所 属 職 氏 名 生年月日

上記の者は、消費生活の安定及び向上に関する条例第18条の規定により、立入調査又は質問を行うことができる職員であることを証する。

年 月 日

鳥取県知事

印

(裏)

消費生活の安定及び向上に関する条例 (抜粋)

(緊急調査)

- 第18条 知事は、生活関連物資の供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあり、又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、県民の消費生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、速やかに、当該生活関連物資に關し必要な調査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があるときは、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 知事は、事業者が第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨を公表することができる。